

## 意見書

平成25年2月20日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくとらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 イー・アクセス株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょう  
代 表 取 締 役 社 長 エリック・ガン

郵便番号 326-0823

(ふりがな) とちぎけんあしかがしあさくらちょう  
住 所 栃木県足利市朝倉町254-3  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 株式会社エム. ビー. エス  
だいひょうとりしまりやく よもぎだ さとる  
代 表 取 締 役 蓬田 知

郵便番号 650-0027

(ふりがな) ひょうごけんこうべしちゅうおうくなまちどおり ちょうめ ばん ごう  
住 所 兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3番2号  
(ふりがな) かんさい かぶしきがいしゃ  
氏 名 関西ブロードバンド株式会社  
だいひょうとりしまりやく みす ひさし  
代 表 取 締 役 三須 久

郵便番号 361-0056

(ふりがな) さいたまけんぎょうだしもちだ ばんち  
住 所 埼玉県行田市持田2221番地  
(ふりがな) けーねっとかぶしきがいしゃ  
氏 名 Kne t 株式会社  
だいひょうとりしまりやく のむら たいごう  
代 表 取 締 役 野村 泰豪

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちょうめ ばん ごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょう たなか たかし  
代 表 取 締 役 社 長 田中 孝司

郵便番号 105-7361  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばしいちちょうめ ばん ごう  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーおーそん まさよし  
代 表 締役社長 兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばしいちちょうめ ばん ごう  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーおーそん まさよし  
代 表 締役社長 兼 CEO 孫 正義

郵便番号 930-0412  
(ふりがな) とやまけんなかにいかわぐんかみいちまちひろの ばんち  
住 所 富山県中新川郡上市町広野3146番地1  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 株式会社ティエイエムインターネットサービス  
だいひょうとりしまりやく あらき あつし  
代 表 締役 荒木 敦

郵便番号 420-0034  
(ふりがな) しづおかけんしづおかしあおいくときわちょうにちょうめ ばんち  
住 所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ とーかい  
氏 名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ときた かつひこ  
代 表 締役社長 鶴田 勝彦

郵便番号 957-0061  
(ふりがな) にいがたけんしばたしすみよしちょう ちょうめ  
住 所 新潟県新発田市住吉町5丁目12-22  
(ふりがな) かぶしきがいしゃにいがたつうしん  
氏 名 株式会社新潟通信サービス  
だいひょうとりしまりやく ほんま せいじ  
代 表 締役 本間 誠治

郵便番号 698-0002  
(ふりがな) しまねけんますだししもほんごうちょう  
住 所 島根県益田市下本郷町56-1  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 株式会社マイメディア  
だいひょうとりしまりやく ひでうら みはる  
代 表 締役 秀浦 実晴

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

## 【別 紙】

ドライカッパ電話やD S L事業を営む競争事業者は、N T T東・西よりも低廉な料金で市場に参入し、電気通信市場の健全な発展や国民の利便向上に貢献してきました。

その際、N T T東・西の局舎に設備をコロケーションし、N T T東・西の回線を利用してサービス提供していますが、ここ数年、それらの利用に係るN T T東・西が設定するレガシー系サービスの接続料は上昇傾向が続いています。

今回、N T T東・西より認可申請された、コロケーション費用やメタル回線に係る接続料等、実際費用方式に基づく平成25年度接続料は、前年度に比べ大幅な値上がりとなっており、特に、メタル回線に係る平成25年度接続料については、災害特別損失の算入や調整額の影響により、平成24年度接続料と比較して、接続料が急激に上昇しています。

これまで、競争事業者は、コスト削減努力を続け、接続料上昇によるユーザ料金の値上げや事業の撤退を回避してきましたが、接続料コストについては、自らの企業努力で削減することができません。今回の急激な接続料水準の上昇は、競争事業者の来年度の決算やキャッシュフローなど経営に与える影響が著しく大きいため、これまで実現してきた低廉な料金でのサービス提供ができなくなり、各地域においてユーザ利便が損なわれかねない極めて重大な事態に直面しています。

引き続き、競争環境を維持し、ユーザ利便の維持・向上を図っていくためにも、ドライカッパ接続料をはじめとするメタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じることを要望いたします。

上昇抑制の具体案としては、災害特別損失と調整額の扱いを単年度に反映するのではなく複数年度に分けて反映する方策が取れるのではないかと考えます。

災害特別損失については、被災した設備の維持・運営に係る費用に相当するものが計上されているとのことですですが、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。

その上で、発生する災害特別損失を接続料原価へ算入する場合は、接続料規則第3条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、平成25年度接続料原価に算入している災害特別損失を半分に分け、平成25年度及び平成26年度の2年間にかけて反映し、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。

調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図っていただき

たいと考えます。

なお、毎年度接続料原価に算入されている調整額の影響により、平成25年度接続料が急激に変動していることから、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても平成26年度接続料算定に向けて検討を行っていただくことを要望いたします。

以上